

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和5年12月11日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	戸上 健
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	坂倉 広子
委員	世古 安秀		

○欠席委員（1名）

委員 中村 浩二

○出席説明者

- ・濱口総務課長、寺本副参事、山本補佐、山下補佐、寺本係長
- ・榎健康福祉課長、田畑副参事、中村補佐、中村係長
- ・勢力消防長、武中次長、今井係長
- ・小竹教育長、岡本教委総務課長、天田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

中村委員から体調不良のため、欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。また、副委員長が不在となることから、本日出席議員中最年長議員である戸上議員に臨時副委員長を務めていただきますので、よろしくお願いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第32号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第33号、鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、議案第34号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、議案第35号、指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）の議案4件であります。

審査に入る前に、委員の皆さんに申し上げます。本日、議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第32号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第33号、鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

濱口課長。

○濱口総務課長 おはようございます。総務課長、濱口です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第32号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、ご説明のほうをさせていただきます。

議案書の1ページのほうをお願いたします。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づきまして、本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものでございます。

主な内容につきまして簡単に説明をさせていただきますと、本市職員の給料の部分におきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、行政職給料表及び医療職給料表の全体を引き上げる改定となっております。

平均改定率といたしましては1.47%のアップとなっております。この部分、今説明した部分につきましては、議案書の2ページから議案書9ページにございます別表第2の關係の行政職給料表の部分が、行政職給料表の改定の内容となっております。

また、議案書10ページから議案書15ページまでにつきまして、表の部分なんです、別表第3の医療職給料表という部分で、これが改正の内容の部分となっております。

同様に、新旧対照表につきましては、2ページから19ページがその表の改めとなっておりますので、よろしくお願をいたします。

次に、初任給調整手当につきましては、医療職給料表の適用を受ける職員ということで、診療所の医師が支給対象であります、改正前の月額41万4,800円が41万5,600円にアップする改定となっております。この部分につきましては、議案書の2ページになります。戻っていただきまして、2ページの一番上がそうでありまして、18条第1項中というところで41万4,800円を41万5,600円に改めるという部分

がこの部分でございます。

なお、新旧対照表のほうも1ページの一番上段の部分がそれに該当する部分でございます。

続きまして、次に期末手当及び勤勉手当の支給率を上げる改定につきましては、改定前の支給率を年間4.4月分から改定後は4.5月分となりまして、0.1月分がアップする改定でございます。

新旧対照表の1ページから2ページで、第43条及び第44条の改正部分はその部分で、令和5年度12月期の期末・勤勉手当の支給率の改正分というふうになっております。

なお、あわせまして定年前再任用の短時間勤務職員の手当てにつきましても、0.05月分アップする改正となっております。

また、新旧対照表20ページから21ページをご覧ください。

第43条及び第44条の改正部分が、令和6年4月以降の期末・勤勉手当の支給率の改定となっております。内容は以上となります。

なお、施行期日につきましては、すみません、また議案書のほうに戻っていただくんですが、16ページでございます施行期日でございます。第1条の部分につきましては公布の日から施行するというので、公布の日から施行になります。第2条につきましては、令和6年4月1日からの施行ということで、よろしく願いをいたします。

説明のほうは以上でございます。

○尾崎 幹委員長 続けてください。

寺本副参事。

○寺本副参事 総務課防災危機管理担当の寺本です。よろしく願いいたします。

議案第33号、鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書は17ページ、新旧対照表は22ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を提案するものです。

令和5年9月1日施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条文の整理及び手当の名称変更等が行われることから、条例で規定しております箇所の文言を改める必要があるため、所要の改正を行います。

議案書18ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例第1条中、「第44条」を「第26条の8」に、「の規定による」を「及び大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項の規定により」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第32号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第33号についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第34号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

勢力消防長。

○勢力消防長 消防本部、勢力です。どうぞよろしく申し上げます。

議案第34号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお願いします。

提案理由といたしましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、鳥羽市火災予防条例の一部分を所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

議案書20ページをお願いします。

改正内容について簡単に説明させていただきますが、法律でちょっと難しい言葉が出てきますので、ご承知おきください。

今回の規制となる蓄電池設備は、従来はアンペアアワー・セルで区分していましたが、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられる蓄電池容量、キロワット時を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官の定めるものを規制の対象から除くこととなり、これらについて特定の火災危険性の高いものの設置状況を、あらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、対火的火気火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備には届を要しないこととなりました。

また、従来転倒防止措置として耐酸性の床上に設けられなければならない規定について、今般酸性またはアルカリ性ではない蓄電池や転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上に設けなくてよいこととなりました。

また、屋外に設ける蓄電池設備については、キュービクル式のものではなくても雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととなるとともに、原則として建物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の所要の要件を満たせば離隔距離は不要とされていることから、当該要件に新たに延焼防止措置が講じられたものとして、消防庁長官の定めるものを追加することとなりました。

続きまして、別表3についてですけれども、新旧対照表25ページから26ページとちょっと多くなっています。

主に別表内のキロワットの小文字を大文字に改めるとともに、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたことから、厨房設備については固体燃料で木炭を燃料とするものを新たに加えました。

議案書22ページをお願いします。

施行の期日といたしまして、令和6年1月1日からの施行となります。経過措置につきましては記載のとおりとなります。

以上で説明といたします。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第34号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第35号、指定管理者の指定について(鳥羽市立長岡診療所)、担当課の説明を求めます。

田畑副参事。

○田畑副参事 健康福祉課地域医療担当の田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは議案書の23ページをお願いいたします。

議案第35号、指定管理者の指定について(鳥羽市立長岡診療所)でございます。

表でお示ししておりますが、次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、鳥羽市立長岡診療所でございます。指定管理者は、東京都千代田区平河町二丁目6番3号、公益社団法人地域医療振興協会理事長、吉新通康でございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定によりまして、指定管理者を指定いたしたく、本提案とするものでございます。

去る9月の議会において、長岡診療所指定管理業務委託料の予算につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間で9,989万5,000円を限度額とし、債務負担行為を設定することをお認めいただきました。今回は、具体的に指定管理業務を行う者の指定につきまして、ご審議をお願いすることになります。

それでは、長岡診療所の指定管理業務委託に係るこれまでの動きを、かいつまんで説明いたします。

長岡診療所につきましては、平成25年度中に当時の医師が亡くなられ、その後他の診療所の先生に日替わりで入っていただくとともに、県内の医療機関に派遣をお願いして対応していた時期がございます。厚労省への相談や医師勧誘の取組も随分行ったと聞いておりますが、とにかく常勤医師の確保は難しく、安定した医療体制を築くため、平成28年度から指定管理制度を導入しています。

平成28年度から令和2年度まで、そして令和3年度から5年度までと、過去2度にわたって現指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会に委託をしておりますが、令和6年3月末をもって現行契約の期間満了を迎えることとなっております。地域医療振興協会につきましては、設置目的を、へき地を中心とした地域医療の確保と質の向上、住民福祉の増進を図り、地域の振興に寄与することとしており、本市の診療所設置目的と合致します。また、全国各地で本市と同様の診療所の運営実績があることや、県内でも県立志摩病院の指定管理も受託しています。

近年、住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、地域医療に大きな役割が期待されているところですが、同法人では訪問看護や訪問リハビリ事業といった在宅医療の取組にも力を入れており、志摩病院在籍のス

スタッフを導入して事業を展開いただくなど、組織として長岡地区における医療関連業務に携わっていただいています。

これまでの運営実績において、おおむね安定した診療提供を行っており、地域住民との関係も良好であることから、現段階で委託事業者を変更することは好ましくないと考えております。

これまでの収支実績につきましては、現指定管理期間は新型コロナウイルス感染症の蔓延時期と重なり、受診控えも観られましたので、特殊事情を考慮する必要があると考えておりますが、収支改善にも取り組んでおり、さきに説明しました訪問リハビリ等の件数も大きく伸びてきているところです。

以上の理由によりまして、市としましてはこの団体が当該施設の管理を行わせるのに適当であると認め、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定により、非公募により候補者選定を行っております。

本年10月末に地域医療振興協会から指定管理者指定申請書の提出があり、内容を精査した結果、指定管理者として適当であると決定しましたので、本議会において指定管理者の指定に係る議案を提出させていただきました。

以上のようなことから、鳥羽市長岡診療所の運営について、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、引き続き公益社団法人地域医療振興協会に管理をお願いすることとし、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第35号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第32号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号、鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第33号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号、指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第35号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

それではその他の通告が出ていますので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の項に入ります。

ドライブで共有してありますとおり発言の通告が参っておりますので、順次発言を許します。

南川委員。

○南川則之委員 それでは、委員長の発言の許可をいただきましたので、通告してありますスクールバス運転業務についてということで質問させていただきます。教育委員会に質問ということで、よろしく願いいたします。

教育委員会で運行するスクールバスについて、故障などが頻繁に発生していると聞いております。通学においては生徒の安全が最優先されるべきと考えますので、以下の点について順次聞いていきたいと思っております。

まず1点目の、スクールバスについてなんですけれども、各学校別、地域別のスクールバスの保有状況について、まず教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 教育委員会総務課、岡本です。よろしく申し上げます。

教育委員会が保有しておりますスクールバスですけれども、全部で7台ございます。まずかもめ幼稚園に1台、鳥羽小学校に1台、安楽島小学校に1台、弘道小学校にも1台あります。一番多いのが鳥羽東中学校で3台ありまして、そのうち1台が鏡浦地区に1台、長岡地区2台、合わせて7台となっております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

それでは、台数7台ということですので、頻繁に故障が発生しているというスクールバスについてなんです

けれども、どれで登録から何年経過し、総走行距離はどれだけか教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 頻繁に故障というか不具合が生じているバスは、鳥羽東中学校で鏡浦地区を運行しているバスでございます。登録から9年が経過しておりまして、12月1日現在の総走行距離は16万8,000キロとなっております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

そのスクールバスですけれども、故障の症状についてはどのような状況なのか教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 このバスが、もちろんディーゼル自動車でありまして、排気ガスを、やはりきれいな空気にして排出しなければならないという装置がついています。DPFというシステムがマフラーの中に入っております。そこは排ガスとして出てくる中のすすとか、そういうのを燃焼させやないかんというのがあるんですけれども、その燃焼が足りずにそのフィルターに止まってしまって目詰まりを起こしてしまう。そのときに座席、運転席の前のDPFランプというのがございまして、そこが点滅をしてくると。そういう警告がしょっちゅうというかよくあるということで、その都度、次に出てくると思うんですけれども、清掃をさせていただいているという状況です。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 そういう症状が出ておるといことですので、今年に入ってからそういった故障の頻度というのが頻繁ということを知っています。どのような頻度の状況なのかを教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 令和5年になって、9回点滅しております。もう頻度としては月1回のペースになっています。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長の今の答弁では、5年に入ってから9回ですか、月1回のペースで発生しておるといこととです。

それでは、3点目のスクールバスの点検状況及び運行管理についてということで、当然車検とか法定点検を受検していると思うんですけれども、その状況について教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 車検年1回と、法定点検年4回を受検しております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 点検はしっかりしておるといこととすけれども、それでは今の課長答弁で、この頻繁に起こっているスクールバス、鳥羽東中学校の鏡浦地区で運行しているスクールバスということで、今聞いたら9年

経過して16万8,425キロ走っておるということです。DPFランプが9回点灯して、月1回程度のペースで発生しておるということですけれども、そういう発生したときの故障に対する、当然メンテナンスをされておると思うんですけれども、そのメンテナンスの状況について教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 このフィルターのすす詰まりで、このDPFランプが点滅するということは言わせていただきました。それが結局エンジン制御とか、あと加速不良を起こす危険性があるということになっております。ですから、このDPFランプが点滅してきたときには、もう次回の送迎をもちろん中止して、整備工場のほうへ自走して運行して、そしてフィルター清掃をしているという今は状況になっております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。メンテナンスはしっかりやっておるような答弁でした。

それでは、4点目の、こういった年9回発生しておるということで、生徒保護者への周知について教えてもらいたいと思います。これだけ頻度が頻繁に起こっておるということは、保護者とかあるいは乗車する生徒も大変心配しておると思いますけれども、どのように周知しているかということで、実際やっておることを教えてください。

○尾崎 幹委員長 岡本課長。

○岡本教委総務課長 この車両で送迎を中止する場合には、もちろん保護者の皆様に対しまして学校からメールを送らせていただいております。特に到着時間とかそういうのがずれがある場合が特に保護者の方心配されるということで、そこは念入りにさせていただいているつもりです。

もう実際、今回ちょっと言わせていただきますけれども、この12月8日、先週金曜日の夕刻下校時にも、やはりこのランプが点滅してきたというのがありました。一番直近です、先週金曜日ですんで。急遽出発時間を遅らせてもらって、乗車する車両も違うスクールバスを乗っていただくという対処をさせていただきました。これにつきましても各保護者の皆様にはメールを入れさせていただいたところでございます。

12月9日、この土曜日、一昨日なんですけれども、私ども教育委員会の職員も、ちょっとその車に同乗させていただいて、七、八キロちょっと市内を走らせてもらいました、やはりその後、やっぱり点滅はしていますけれども、それを燃やす、やっぱりすす詰まりが起こっているという現象ですもので、それを燃やすためにちょっとボタンがあるんですね、運転座席のところ。DPF再生ボタンというのがあって、それを試しにやってみたら消えたんですね。ですから、何かそういうふうな状況が、波があるんですけれども続いているという状況で、今対処はさせていただいております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 状況、先ほど課長の答弁では今年9回起こっておる中で、さらにまた12月8日ですか、起こっておるというような状況で、大変この安全性というところが一番大事なのかと思っておりますけれども、最後の5点目の安全性の認識及び今後の対策ということで、職員が先ほど12月8日乗ったということで、そういう安全性の認識というのいろいろ考えておられると思うんですけれども、その安全性の認識というところにつ

は考えます。先ほど課長の答弁でも庁内でも協議しているということですので、来年度予算において市長ともよく協議をしていただいて、生徒の命の大切さと、そのためには通学路の安全対策をどうするべきかということ、再度市役所内で共有していただきたいと思います。このような故障は大きな事故につながるということでは責任問題ということでも考えますので、またよろしくをお願いします。

いろいろ私も調べさせてもらって、教育委員会とも話をさせてもらいました。この質問をさせていただいて、この学校の関係と教育委員会総務課の担当者が情報を共有しておるということで、先ほど課長が12月8日自分も乗ってみて内容を確認したということで、そういった共有しているということは十分に分かりましたので、そういうことに関しては私は評価をしたいと思いますが、今後もしっかりとやって対応してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長、以上で私のその他の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

あのね、ディーゼルは大体15、焼くのとフィルターを換えるだけではいかんのです。僕もディーゼル乗っておって、40万キロ超えておるんやけど、2回オーバーホールしています。そのフィルターへ行くまでの排管が全部詰まるようになって、オーバーホールせな直りません、これは。ディーゼル特有のね、欠点やと思いますので、そこらへんも整備会社に言っていただいて、空気口の中が詰まっておるはずですよ。ディーゼルの仕組みはみんな一緒やと思いますので、そこらへんをもう一度点検してもらおうようにお願いしていただいて、次に安全安心だけは確保してください。

以上で通告によるその他の項を終わります。

それでは、ここで私のほうから委員の皆さんにお話をさせていただきたい事項がございますので、説明員の皆さん、退席をお願いします。お疲れさまでした。

ありがとうございます。

それでは、鳥羽商工会議所のミライトークの件で。

去る12月8日に開催されました議会運営委員会において、11月14日に実施した鳥羽商工会議所とのT O B Aミライトークの事後処理について協議を行ったところ、行政常任委員会で取り扱うものとするという結論になりました。

そこで、まず広報広聴委員会より申し送りのありましたとおり、ミライトークで出た意見について、一度情報の整理を行うため、所管課との勉強会を開催したいと考えていますが、このことについて委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。何かご意見ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 その前に、これ今日頂いた、12月8日の議会運営委員会というのは議員も少ししか入ってなかったんで、行政常任委員会として全体把握というか、どういうことをそのときに了承したかということで、行政委員会に諮ったという、流れだけちょっとみんなに説明してあげると分かりやすいと思うんですが、どうですかね。

○尾崎 幹委員長 そうですね。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、広報広聴委員会の委員長の立場からちょっとお話しさせていただきます。

今回、ミライトーク、鳥羽商工会議所さんとさせていただいたんですけれども、この資料4のフロー図にもありますけれども、今回出された案件で、広報広聴委員会としては聞きおくまでしかできませんので、この案件に関してはもう少し継続調査等々必要かというふうに私ども判断して、議会運営委員会のほうに諮っていた所存でございます。

内容といたしましては、もっと正確に出された意見を調査して、その後どのような扱いをすべきかということ、聞きおくべきことで済ませてはいけないかなというふうに判断しましたので、その後のことについて議運に諮っていただきました。

その後、できましたら勉強会等々でしっかりともんでいただいて、提言のほうするのかどういうふうにするのかというのを決めていただければというふうに判断して、議運のほうに諮らせていただきました。

以上です、私のほうからは。

○尾崎 幹委員長 広報広聴委員長として補足はございませんか。

○濱口正久委員 僕が広報広聴委員長です。

○尾崎 幹委員長 すみません。

南川委員、どうですか、これについて。うちのフローはね、やっぱりやっていかなあかん、僕の委員会としてはやっぱりやっていくつもりでおります。これと、やっぱり商工会議所のほうで提案されておるフローがどいう形でやっていかないかんのかという部分も加味しながら、やっぱりこれ整合性のあるものにして、うちら聞くだけじゃなしに、やっぱりこれ今回実施するためにうちに送ってきたと思いますので、ここらへんに関してはやっぱり、僕の考えなんですけれども、説明を求めることは必要やと思っています、執行部に対して。ただ、この説明は法律上の説明になってくると思います。その流れの中であらゆる分野、またあらゆる条例が加味してくると思いますので、そこも触らなそれができひんような状況が生まれると思いますので、かなりシビアな勉強をしていただかないかんと思います。そこらへんについて、今後受けた限りはしていきますので、皆さんしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。どうですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回とめ直しになりますけれども、皆さんに諮っていただきたい案件は、行政常任委員会のことですので、議運のほうでは合意形成させていただいたんですけれども、あとその他の方々、行政常任委員会の議運に参加されていないメンバーの方々に、しっかりとこのへんのことを了承していただきたいなというふうに思っております。

何度もなりますけれども、ミライトークに関しましては、広報広聴委員会では聞きおくところまでしかできませんので、そこから先のところに持っていかうというふうな案件に関しては所管の委員会に委ねなければなりませんので、行政常任委員会ですらしっかりと調査していただきたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 今の、どうですか、皆さん。何かご意見、もしくはご質問あれば。

世古委員。

○世古安秀委員 今日資料を頂いたこの内容について、どういう内容かということもちょっと説明していただ

ればいいかと思う。これでこの勉強会をしたりというふうなことをここで決定するわけでしょう。そのへんの確認をするために、これについてちょっと話してもらえばいいかなと。我々ちょっと、広報広聴……。

○尾崎 幹委員長 わかりました。

お問い合わせですか、濱口委員。お願いします。

○濱口正久委員 すみません、議会運営委員会が出された意見なんですけれども、広報広聴委員会で行政常任委員会で取り扱うべきものとするとした理由、一度情報の整理を行うため、今回のミライトークで出た意見、まちづくりに関する要望書の件等について、所管課との勉強会を開催し、議員全員でしっかりと共通認識を持ったほうがよいと。その上で議会として提言書を提出するのか、聞きおくものとするのかを判断するという提案です、1つ。

既に商工会議所からはもう一度ミライトークを実施したいとの要望が入っています。その際により深い議論ができるようにするためにも、今の状態ですとまた同じことを聞かなければいけないので、こちらとしても議員全員が共通認識を持った上で臨めるように、しっかりと出されたものに対して勉強会をする必要があると、私のほうは判断させていただきました。

3つ目として、今までミライトーク実施後に提言書の提出に至った事例はございません。今回鳥羽商工会議所が出された意見については、このまま終わらせずにしっかりと回答をするためにも、行政常任委員会で所管課との勉強会を開催した上で、提言書を提出するものであればどのような内容にするか等を協議していただきたいと。

立地適正化計画に関する法律改正により、鳥羽商工会議所が行う事業についても計画に盛り込むことで国庫補助の対象とするとなることから、鳥羽商工会議所より計画策定や事業実施に向け、議会からも後押ししてほしいとの要望がありました。鳥羽市議会としても、その必要性も含め、協議が必要であると。

勉強会の内容に関しては、確認すべき事項として立地適正化計画について、都市再生整備計画について、それから空き家、特定危険家屋について、それから地籍調査について、鳥羽商工会議所から市へ提出されているまちづくりに関する要望書の件について。

以上の案件について確認すべき必要があるというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 議運の委員会が出された意見ということで、私は行政常任委員会でちょっといろいろ立地適正化計画とかそういうふうなことも含めて、ちょっと勉強会をして十分にやっばりちょっと突っ込んだ意見も出して、今後鳥羽市にとってどういう方向へ進んでいくのか、議会としてもどういうふうな方向へ行ったらいいかというふうなことも含め、勉強会をした上でさらにちょっと検討したほうがいいのではないかとというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 私も同様に、勉強会をして議員全員が共通認識を持つということには大賛成です。

1つ気になるのは、この前11月14日ですか、そのミライトークやってからほぼ1月たっています。その

間に執行部側の動きいうのも我々は分からないんですけども、執行部側もこの立地適正化計画進めとると違ふんかいな、というような気もするんですけども。確認は取っていないので分からないんですけども、商工会議所からの要望でそのような動きがあるのかどうなのかいうのも、併せて調べていただくといいのかなと思いますけれども。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古雅人委員 私、この広報広聴委員の中にいましてね、協議した中にいましたので、今日のこの内容というのは、行政常任委員会で話し合っていくかどうかという議題かなと思います。これは先ほど濱口広報広聴委員長が言われましたように、初めてそういったミライトークの中で重要案件として受け止めるという、そこが一番大事で、何でもミライトーク受けたからやるんじゃないですよというところがあると思いますので。

今回重要案件、市長も、私が一般質問した中で、鳥羽の駅前というそういったところも、執行部もそういう考えがあると思いますので、やはりこれは我々がしっかり勉強しながら、そして一番大事なのは商工会議所さんが言われていました不審に思っている点とか疑問に思っている点、そういったところを行政サイドがどうであるのかという、その内容確認をしながら進めていくべきかなということが大事やと皆さんで認識しながらやっていくべきやと思いますので、これは勉強会でしっかりやっていくべきやと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

戸上委員、何かないですか。

○戸上 健委員 僕も14日のミライトークでこの問題が出たときに、清水専務に、そちら側、紹介者として先進事例、そういったものを調べてござるはずだと、それを紹介してくれと彼に言うたんですけども、それは行政の役割だということでした。せやもんで、副参事が、企画の。傍聴しておったもんで、行政としてどうやということをつその場で聞いたんやけれども、いや、彼は傍聴者やでということ発言はなかったんです。ですもんで、僕としてはこの問題に対して行政がどういうふうの問題意識を持って、どういう取組をして、それで先進地の自治体の状況まで調べ上げとるのかどうかと、そのあたりをやっぱり勉強会をして聞くということには必要んじゃないかというふうに思いますもんで、この勉強会については賛成です。大いにやって、そして我々も共有したいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 私も勉強会賛成です。それで、今日頂いた資料の中の勉強会で確認すべき事項ということだけに限らず、また委員長、副委員長でこんな勉強会もしたらどうやという中身も精査しながら、充実したものにしていただければありがたいなと思いますので、その点もよろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(発言する者なし)

○尾崎 幹委員長 それでは、この件について、そのように進めていくことに決定させていただいてよろしいで

すか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 決定いたします。

なお、今後のスケジュールにつきましては、所管課との調整を行った上で、改めて事務局より通知させていただきます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては一任をお願いします。

これをもちまして行政常任委員会を散会します。

ありがとうございます。

(午前10時56分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年12月11日

行政常任委員長 尾 崎 幹